

# 4月定例教育委員会

## 新旧対照表

(平成31年4月24日)

### 議案

- 第1号 篠山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務課)・・・1頁
- 第2号 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務課)・・・2頁
- 第3号 篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(教育総務課)・・・4頁
- 第4号 篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について  
(教育総務課)・・・6頁

篠山市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行	改正案
<p>別表（第3条関係） （略）</p> <p>社会教育課</p> <p>生涯学習係</p> <p>(1) ～(10) （略）</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>(1) スポーツの総合企画に関する事。 (2) スポーツ関係の委員会等に関する事。 (3) <u>篠山ABCマラソン大会</u>に関する事。 (4) スポーツクラブ21の活動支援に関する事。 (5) 社会体育施設の連携、調整に関する事。 (6) 学校体育施設の開放に関する事。 (7) 西紀運動公園に関する事。 (8) ホッケー競技の普及に関する事。 (9) ホッケー協会及びホッケークラブに関する事。 (10) 各種スポーツイベントに関する事。 (略)</p>	<p>別表（第3条関係） （略）</p> <p>社会教育課</p> <p>生涯学習係</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>(1) スポーツの総合企画に関する事。 (2) スポーツ関係の委員会等に関する事。 (3) <u>丹波篠山ABCマラソン大会</u>に関する事。 (4) スポーツクラブ21の活動支援に関する事。 (5) 社会体育施設の連携、調整に関する事。 (6) 学校体育施設の開放に関する事。 (7) 西紀運動公園に関する事。 (8) ホッケー競技の普及に関する事。 (9) ホッケー協会及びホッケークラブに関する事。 (10) 各種スポーツイベントに関する事。 (略)</p>

篠山市立篠山総合スポーツセンター条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">篠山市立<u>篠山総合スポーツセンター</u>条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、篠山市立<u>篠山総合スポーツセンター</u>条例（平成19年篠山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 篠山市立<u>篠山総合スポーツセンター</u>（以下「スポーツセンター」という。）の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 条例第4条の規定によりスポーツセンターの使用の許可を受けようとする者は、<u>篠山総合スポーツセンター</u>使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、<u>篠山総合スポーツセンター</u>使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">篠山市立<u>丹波篠山総合スポーツセンター</u>条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、篠山市立<u>丹波篠山総合スポーツセンター</u>条例（平成19年篠山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 篠山市立<u>丹波篠山総合スポーツセンター</u>（以下「スポーツセンター」という。）の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 条例第4条の規定によりスポーツセンターの使用の許可を受けようとする者は、<u>丹波篠山総合スポーツセンター</u>使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可をしたときは、<u>丹波篠山総合スポーツセンター</u>使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p>

(使用料の減免等)

第7条 (略)

2 前項の規定により使用料の減免等を受けようとするものは、篠山総合スポーツセンター使用料減免・還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免等)

第7条 (略)

2 前項の規定により使用料の減免等を受けようとするものは、丹波篠山総合スポーツセンター使用料減免・還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>の設置及び管理に関する 条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>の設置及び管理に 関する条例（平成11年篠山市条例第100号。以下「条例」とい う。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>（以下「交響ホール」とい う。）の休館日及び開館時間は次のとおりとする。ただし、教育委員 会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (使用の許可)</p> <p>第6条 条例第7条の規定により使用の許可を受けようとする者は、篠 山市立<u>たんば田園交響ホール</u>使用許可申請書（様式第1号。以下「使用 許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。 (略)</p> <p>4 教育委員会は、使用の許可をしたときは、篠山市立<u>たんば田園交響 ホール</u>使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交 付するものとする。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第11条の規定により使用の許可を取り消 し、又は利用を停止させる場合は、篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>使 用不許可（取消）通知書（様式第3号）により使用者に通知しなけれ</p>	<p>篠山市立<u>田園交響ホール</u>の設置及び管理に関する条例施 行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、篠山市立<u>田園交響ホール</u>の設置及び管理に関する 条例（平成11年篠山市条例第100号。以下「条例」という。）の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 篠山市立<u>田園交響ホール</u>（以下「交響ホール」という。）の休 館日及び開館時間は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要が あると認めるときは、これを変更することができる。 (使用の許可)</p> <p>第6条 条例第7条の規定により使用の許可を受けようとする者は、篠 山市立<u>田園交響ホール</u>使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可 申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。 (略)</p> <p>4 教育委員会は、使用の許可をしたときは、篠山市立<u>田園交響ホール</u> 使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する ものとする。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、条例第11条の規定により使用の許可を取り消 し、又は利用を停止させる場合は、篠山市立<u>田園交響ホール</u>使用不許 可（取消）通知書（様式第3号）により使用者に通知しなけれ</p>

<p>ばならない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>使用料免除申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、篠山市立<u>たんば田園交響ホール</u>使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p><u>たんば田園交響ホール</u>附属設備使用料</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <p><u>たんば田園交響ホール</u>附属設備使用料の計算方法</p>	<p>ない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、篠山市立<u>田園交響ホール</u>使用料免除申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、篠山市立<u>田園交響ホール</u>使用料還付申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>別表第1 (第10条関係)</p> <p><u>田園交響ホール</u>附属設備使用料</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p> <p><u>田園交響ホール</u>附属設備使用料の計算方法</p>
--	---

篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱新旧対照表

現行		改正案	
<p>篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱 (予約) 第2条 (略) 2 前項の予約が行える施設及び予約受付期間(教育委員会が特に必要と認め、予約受付を別に行う場合を除く。)は、次のとおりとする。</p>		<p>篠山市社会教育施設の予約の取扱いに関する要綱 (予約) 第2条 (略) 2 前項の予約が行える施設及び予約受付期間(教育委員会が特に必要と認め、予約受付を別に行う場合を除く。)は、次のとおりとする。</p>	
施設名	予約受付期間	施設名	予約受付期間
○四季の森生涯学習センター(多目的ホール)	1年前から7日前まで	○四季の森生涯学習センター(多目的ホール)	1年前から7日前まで
○四季の森生涯学習センター(上記以外の施設)	3ヶ月前から3日前まで	○四季の森生涯学習センター(上記以外の施設)	3ヶ月前から3日前まで
○中央公民館分館(城東公民館)	3ヶ月前から7日前まで	○中央公民館分館(城東公民館)	3ヶ月前から7日前まで
○さぎそうホール	1年前から7日前まで	○さぎそうホール	1年前から7日前まで
○篠山総合スポーツセンター	6ヶ月前から当日まで	○丹波篠山総合スポーツセンター	6ヶ月前から当日まで
○城東グラウンド(夜間照明施設を含む)	3ヶ月前から7日前まで	○城東グラウンド(夜間照明施設を含む)	3ヶ月前から7日前まで
○四季の森運動公園グラウンド	3ヶ月前から7日前まで	○四季の森運動公園グラウンド	3ヶ月前から7日前まで

○今田グラウンド（夜間照明施設を含む）	3ヶ月前から7日前まで
○B&G海洋センター体育館	3ヶ月前から7日前まで
○川代体育館	3ヶ月前から7日前まで
○西紀体育館	3ヶ月前から7日前まで
○今田体育館	3ヶ月前から7日前まで
○城東多目的広場	3ヶ月前から7日前まで
○丹南テニスコート	3ヶ月前から7日前まで
○今田テニスコート	3ヶ月前から7日前まで
○西紀中学校ナイター照明	30日前から7日前まで

備考

- (1) 3ヶ月前とは、予約又は申請する日の属する3ヶ月前の初日とする。
- (2) 6ヶ月前とは、予約又は申請する日の属する6ヶ月前の初日とする。
- (3) 1年前とは、予約又は申請する日の属する1年前の初日と

○今田グラウンド（夜間照明施設を含む）	3ヶ月前から7日前まで
○B&G海洋センター体育館	3ヶ月前から7日前まで
○川代体育館	3ヶ月前から7日前まで
○西紀体育館	3ヶ月前から7日前まで
○今田体育館	3ヶ月前から7日前まで
○城東多目的広場	3ヶ月前から7日前まで
○丹南テニスコート	3ヶ月前から7日前まで
○今田テニスコート	3ヶ月前から7日前まで
○西紀中学校ナイター照明	30日前から7日前まで

備考

- (1) 3ヶ月前とは、予約又は申請する日の属する3ヶ月前の初日とする。
- (2) 6ヶ月前とは、予約又は申請する日の属する6ヶ月前の初日とする。
- (3) 1年前とは、予約又は申請する日の属する1年前の初日と

する。

(4) 上記の期日が土日祝日及び休館日（篠山総合スポーツセンターにあつては、休館日）の場合は、その翌日とする。

3 (略)

(予約受付)

第4条 篠山総合スポーツセンターを除く予約の受付は、土日祝日及び休館日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 篠山総合スポーツセンターの予約の受付は、休館日を除き、午前9時から午後8時までとする。

する。

(4) 上記の期日が土日祝日及び休館日（丹波篠山総合スポーツセンターにあつては、休館日）の場合は、その翌日とする。

3 (略)

(予約受付)

第4条 丹波篠山総合スポーツセンターを除く予約の受付は、土日祝日及び休館日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 丹波篠山総合スポーツセンターの予約の受付は、休館日を除き、午前9時から午後8時までとする。